No	質問内容	質問への回答(案)
1	要領6 企画提案に応募できる者に必要な資格に関する事項について (2)この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。 ●再委託先も宮城県様への業者登録は必須となりますでしょうか。	●募集要領6(4)により、再委託先も(1)から(3)までの要件を満たす必要がありますが、物品調達等に係る競争入札の参加資格そのものは応募にあたり必要な資格とは定めておりません。
2	仕様書5 実施内容について (1)特定保健指導の利用勧奨支援 (ロ)分析結果に基づく効果的な利用 勧奨 ●申込について実際の申込・受付等の 管理業務は含まれますでしょうか。	●申込・受付業務については、モデル市町村(特定保健指導委託事業者)が行うことを想定しておりますが、企画提案の内容により、受託事業者が行うことも可能です。
	●利用勧奨について案内チラシ等の原案を電子データ等で作成する、但し実際に印刷して発送する等の業務は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	●利用勧奨を紙媒体で行う場合、印刷、発送は業務に 含む想定です。
3	仕様書5(2)特定保健指導関係者に対するコンサルテーション(相談助言)「特定保健指導についての相談対応を行う。」について ●具体的な相談方法について ①電話やメール等での相談に応じる②相談会を複数回実施する上記のような認識でよろしいでしょうか。	●コンサル対象市町村の相談内容を、あらかじめ電話 やメール等で聞き取りした上で、相談内容に対応でき る人材を派遣し、助言指導を行う想定です。
4	仕様書5(3)報告会の開催 ●何回程度の開催を想定しておられま すでしょうか。	●報告会の開催回数は、1回を想定しています。
5	要領9 企画提案参加申込書の提出 ハ類似業務の受託実績(任意) ●類似業務とは具体的にどのような業 務になるでしょうか。	●対象者を分析し、その結果に基づいて効果的な手法で行動変容を促す事業を指し、特定健診やがん検診等の受診勧奨業務を想定しています。

- 6 仕様書5 実施内容
 - (1) 特定保健指導の利用勧奨支援
 - (イ) KDB・健診データ等を活用した保健指導対象者の分析
 - ●弊社指定のデータ KDB データ及び国 保連形式のデータ提供は可能でしょう か。

(例:FKAC 1 3 1, 1 7 1, 1 6 5 KDB 被保険者管理台帳、疾病管理一覧他)

- ●法定報告のデータ提供は可能でしょうか。
- ●可能(令和元年度以降のデータ)と考えておりますが、必要データの範囲については、契約締結後、モデル 市町村との協議となります。
- ●可能(令和元年度以降のデータ)と考えておりますが、必要データの範囲については、契約締結後、モデル 市町村との協議となります。
- 7 仕様書5(1)(ロ)分析結果に基づく 効果的な利用勧奨
 - ●直近5年間の利用勧奨対象者数(積極的支援)をご教授ください。
 - ●過去5年間の仙台市様の利用勧奨において、勧奨文書物の見本(A5,長3等)と利用勧奨方法(案内通知・架電タイミング・再案内送付の有無など)、仙台市様で実施されていた利用勧奨電話(架電時間と結果、対象者への再架電の回数)のデータ等の提供は可能でしょうか。

- ●保健指導委託業者との契約内容、初回面接の予約から支援プログラムの内容をご教授ください。
- ●利用勧奨について効果的な手法を提案し、利用勧奨を受託会社で実施する という認識でよろしいでしょうか。

- ●H30…1, 096 人、H31…811 人、R2…1, 139 人、R3…1, 121 人、R4…1, 055 人です。
- ●勧奨文書の見本を提示します。【資料 1】 勧奨方法は、次のとおりです。

特定健診受診月(6~9月及び1月)の翌々月上旬に勧奨通知発送(申込ハガキ同封)、中旬に管理栄養士等専門職による電話勧奨(再架電1回まで)を実施、1月に6~9月受診者への再勧奨を実施(過去5年間で勧奨文書、利用勧奨方法に大きな変更はありません。)。

なお、利用勧奨電話のデータについては、契約締後、可能な範囲で提供します。

- ●今年度の委託事業は、7/1契約予定のため、公募の際の募集要項【資料2】、仕様書【資料3】及び昨年度の積極的支援利用ガイド【資料4】を提示します。
- ●そのとおりです。
- 仕様書5(2)特定保健指導関係者に 対するコンサルテーション(相談助言) 想定している事例について

8

- ●「組織内の連携体制」: 特定保健指導を担当する組織内の連携体制を想定されているでしょうか。関連機関である連合会や医師会も想定されているでしょうか。
- ●記載した事例は、コンサル対象市町村の組織内での 連携体制を想定していますが、相談内容によっては、こ の限りではありません。

●「指導方法の相談」: 特定保健指導の | ●記載した事例は、そのとおりです。 手法別(分割実施、結果説明会開催、 対面来所、訪問指導、遠隔面接)の事 業運営についての相談を想定されてい るでしょうか。 ●相談助言内容について、その内容の | ●そのとおりです。 実施は受託業者ではなく、コンサル対 象市町村が実施するという認識で問題 はないでしょうか。 ●各コンサル対象市町村のコンサル業務完了後、遅滞 ●相談内容ご報告について、ご報告の タイミングとどのような様式等でコン なく、1回を想定しています。様式は任意としていま サル対象市町村及び宮城県健康推進課 す。 様へ報告をするか想定されています か。 9 仕様書5 (3)報告会の開催 ●報告会の内容及び開催回数と開催時 ●報告会の内容は、特定保健指導の利用勧奨支援結果 期。 と、特定保健指導関係者に対するコンサルテーション の実施結果についてです。 開催回数は1回を想定しています。 開催時期は、報告内容の事業終了後となります。 ●報告会は、対面とウェブ開催のどち |●開催形式の指定はありません。 らを想定されているか。 ●報告会で取得したアンケートの結果│●そのとおりです。 は、令和6年3月31日までにまとめ る報告書に掲載するか。 1 0 その他 ●個人情報データ他、ご提供いただく ●個人情報の受け渡しについては、仕様書別紙1の個 データの受渡しや受領方法について、 人情報取扱特記事項により十分な保護対策を行って実 追跡可能な配送(レターパック・信書 施願います。 便) 又はファイル共有を安全かつ快適 受渡しは、可能な限り対面での手渡し、又は専用ケース に行えるクラウドストレージのどちら による追跡可能な直行便の利用などを想定しています かでの対応は可能でしょうか。 が、契約締結後、モデル市町村との協議となります。 仕様書5(1) 特定保健指導の利用 1 1 勧奨支援 ●仙台市の令和4年度の特定保健指導 ●積極的支援対象者への勧奨数は、通知 1,055 通送付、 の実施データ(勧奨数、勧奨方法、実 電話 975 人です。 施方法、実施数など)をいただくこと 勧奨方法は、次のとおりです。 はできますか。 特定健診受診月(6~9月及び1月)の翌々月上旬に勧 奨通知発送(申込ハガキ同封)、中旬に管理栄養士等専

門職による電話勧奨(再架電1回まで)を実施、1月に

6~9月受診者への再勧奨を実施。

●仙台市の特保対象者数と今回の想定 勧奨数をご教示ください。

●受診率にもよりますが、昨年度と同程度を見込んでいます。

【参考】

令和4年度…積極的支援対象者…1,658人 勧奨対象者…1,055人 (※重症化予防事業対象者等は、勧奨から除外)

●勧奨通知物の希望納品時期や回数は ございますか。

- ●勧奨通知は委託事業者から対象者へ直接発送していただくことを想定しています。受診月毎(6~9月及び1月)、受診から勧奨まで2~3か月程度での勧奨をお願いできればと考えております。また、回数につきましては、2回以上を希望します。
- ●KDB 健診データは過去3年分(令和5年~3年もしくは令和4年~2年)いただくことはできますか。
- ●可能(令和元年度以降のデータ)と考えておりますが、必要データの範囲については、契約締結後、モデル市町村との協議となります。

12 仕様書5 (2) 特定保健指導関係者に 対するコンサルテーション

- ●保健師・栄養士を「派遣」するとありますが、対象市町村様への聞き取りやコンサルティングは、WEB会議や電話・メールではなく、対面での実施が必須になりますでしょうか。またその場合、専門職の派遣の頻度や期間はどの程度を想定されておられますか。
- ●コンサルテーションの基になるレポートやデータ(過去の特保実施報告書やデータへルス計画書など)はご共有頂けますか。また、健診結果等のローデータを受託者側で分析することは必須ですか。
- ●コンサルテーションの内容は、国や 国保連などが一般に公表するデータを 根拠に行う認識で宜しいですか。受託 者独自のデータや実績に基づく情報提 供は必須になりますでしょうか。
- ●助言後の状況について、宮城県健康 推進課様に報告を行う頻度はどの程度 を想定しておられますか。

●聞き取りの手法は、各コンサル対象市町村との協議 となります。

コンサルティングは、各コンサル対象市町村につき、少なくとも1回の訪問を想定しています。期間は半日から1日程度を想定しています。

- ●コンサルテーションに必要となるデータは、相談内容に応じて、コンサル対象市町村から提示します。 健診結果等個人情報を含むデータを扱う場合は、個人情報の取り扱いに関する覚書をコンサル対象市町村と 受託事業者の間で取り交わしたうえで扱うことになります。
- ●一般に公表されているデータに加えて、独自のデータや実績に基づく情報提供が可能であれば、ご提案ください。
- ●各コンサル対象市町村につき、コンサル業務完了後、 1度を想定しています。

1	3 仕様書5 (3)報告会の開催	
	●報告会の開催は、全市町村に対して 同時に一度実施する想定ですか。	●そのとおりです。
	●報告会は開催形式の指定(対面・オンライン)はございますか。対面の場合、会場の手配は受託者側が実施する認識でしょうか。	●開催形式の指定はありません。 対面の場合、会場の手配は受託者側が実施する想定です。
1	4 仕様書5実施内容(1)特定保健指導 の利用勧奨支援	
	● (ロ)では「効果的な利用勧奨」とあるが、既に仙台市では特定保健指導 (積極的支援)利用勧奨においてリーフレットの送付や電話勧奨を実施していると認識している。本委託業務は、KDB・健診データ等を分析して新たな受診勧奨を提案するものか。又は、既存の受診勧奨の方向修正を行うものか。	●モデル市町村の対象者にあわせた新たな受診勧奨の 提案を期待するものですが、これまでにモデル市町村 で実施してきた手法と重複することは支障ありませ ん。
	●本委託業務は KDB・健診データ等を 分析し、令和5年度の受診率向上等を 目的として実施するものか。又は、令 和6年度以降の受診率向上等に向けて 効果的な勧奨支援を提案するものか。	●令和5年度の実施率向上を目的として実施するものです。
1	●要領10「(イ)特定保健指導の利用勧奨支援」において必要となる以下のデータを提供いただくことは可能でしょうか。	●可能(令和元年度以降のデータ)と考えておりますが、必要データの範囲については、契約締結後、モデル市町村との協議となります。
	被保険者台帳データ(KD_IF015 等)	

特定健診データ(FKAC171)特定保健指導データ(FKAC165)郵便番号と行政区コード(地区別の分析に使用できるもの)の対応表